

KONAN UNIVERSITY

保育所入所申請者調査の自由記述にみる，保育所入所を巡る母たちの悩みと夫との家事・育児を巡る葛藤

著者	前田 正子
雑誌名	心の危機と臨床の知
巻	21
ページ	1-17
発行年	2020-03-20
URL	http://doi.org/10.14990/00003546

保育所入所申請者調査の自由記述にみる、 保育所入所を巡る母たちの悩みと 夫との家事・育児を巡る葛藤⁽¹⁾

前田 正子

1. 待機児童と潜在待機児童

保育所に子どもを入所させたくても入所がかなわない。こういった児童を待機児童と呼ぶが、この問題が社会的に取り上げられるようになったのは1994年からである。1995年からはエンゼルプランが開始され、その中心は5年間をかけて集中的に保育所を整備する「緊急保育対策等5か年事業」であった。その後、待機児童ゼロを目指して保育所数を増やすために、様々な形態の保育施設が導入され、保育所定員は拡大されてきた。

厚生労働省から発表されている各年の4月1日現在の保育所関係の数値をみると、2015年には定員250.6万人（利用者237.4万人）であったが定員はさらに拡大し、2016年に260.4万人（利用者245.9万人）、2017年に定員270.3万人（利用者254.7万人）、2018年に定員280.1万人（利用者261.4万人）となっている。このように、日本の保育所全体では定員割れしているのだ。だが、いまだに待機児童はゼロにはなっていない。各年の4月1日時点の待機児童数を見ると2015年に23,167人、2016年は23,553人、2017年に26,081人、そして減ったものの2018年には19,895人となっている。

この背景には、1. 保育ニーズが地域的に偏在していること 2. 1～2歳児といった低年齢児の保育ニーズが増大していること、3. 育児休業を取得して出産後も就労を継続する女性の比率が上がっていること、4. 子どもが小さい間に再就職したいという女性が増えていることなどがある（前田 2017）

さらに、待機児童とは保育所に入所申請して入れなかったすべての児童を指すわけではない。入所できなかったが育児休業を延長した者や、（他に空きがあるにもかかわらず）特定の保育所のみに入りたいと希望した者などは除かれる。そのため実際に保育所に入所申請をして、入れなかった者は公表されている待機児童数よりずっと多い。保育所に入れなかった者は全員、保留児と呼ばれるが、その中の一部の児童だけが待機児童となり、その他の児童は潜在待機児童と呼ばれ

る。

潜在待機児童の人数だが、2019年4月1日現在の人数を見てみよう。先ほど見たように2019年の全国での待機児童は16,772人であったが、この他に保育所に入所申請して保育所に入れなかった者、つまり潜在待機児童は80,394人いた（厚生労働省 2019）。つまり待機児童の3倍近い潜在待機児童がおり、合わせれば9.6万人強の子どもが保育所に入所申請しながら入れなかったのである。

入所できなかった世帯は、その後どうなっているのだろうか。一方、保育所に入れたとしても、子育てと仕事の両立に伴う様々な問題がすべて解決できるとは限らない。子育てしながら働き続ける母親たちはどのような悩みや問題を抱えているだろうか。

2. 本稿の目的

そこで本稿では、保育入所に関して実施した調査の自由記述から、保育所への入所申請や入所できた者でできなかった者の悩み、子育てと夫との家事や育児分担を巡る母親たちの悩みや実態を明らかにしたい。

この自由記述は、ある自治体で2017年4月の入所を目指して保育所に入所申請した親たちを対象に実施した調査票に、回答者が記入したものである。この調査は、ある都市部郊外の自治体（A市とする）の協力のもと、2017年4月にA市の認可保育所に入所するために入所申請をし、かつ調査実施時期に継続して市内に在住していた世帯を調査対象とした全数調査である。

調査では、調査票の最終ページに「子育てや保育、仕事と子育ての両立や家庭内での家事や育児の分担など、「こうなったらよい」「こうして欲しい」というご意見や提案がございましたら、ご自由にご記入ください」という記載欄を設けた。その結果、保育所に入所できた者、できなかった者、仕事を辞めざるを得なかった者など様々な状況の母親たちから、意見や提案、自分たちの状況についての記述を多く収集することができた。この自由記述からは、親たちの保育所入所を巡る実態だけでなく、家事育児分担を巡る悩みも読み取れた。また親が働きながら子育てするには保育所に入れただけでは不十分であり、家庭内の家事や育児の分担も大きな課題であること、さらにそれは母親の職場や父親の働き方、ひいては父親の職場の影響も受けていることが分かった。

3. 調査の概要

本調査は、大都市圏内に位置し、いわゆる「待機児童問題」を抱える人口30～

50万人規模の自治体A市において行われた。具体的には、A市内の認可保育所に2017年4月に入所するために入所申請をし、かつ調査実施時期に継続して市内に在住していた2203世帯を調査対象とした全数調査である。兄弟ケースは1世帯としてカウントし、末子の状況について質問・調査した。調査対象者世帯の2017年4月時点の状況は、調査対象の2203世帯のうち入所世帯（認可保育所に入所できた世帯）は1493世帯（68%）、保留世帯（認可保育所に入所できなかった世帯）710世帯（32%）であった。

調査の実施は2017年10月であり、10月時点の状況について郵送調査を行った。（10月中旬から郵送・郵送返送は同年12月末まで）。その結果、1324世帯から返送があり、回収率は約60%となった。回答世帯の1324人の児童のうち953人が入所、371人が保留であり入所率72%であった。調査対象世帯の構成とのずれは小さく、本調査による分析には一定の代表性があると考えられる。

また、本調査では「最も子育てに関わっている保護者」に回答を求めている。回答者の分布を見ると、「母親」が1202人で全体（回答した保護者の属性が明らかな1318人）の91.2%、次に多いのは「父親と母親」で72人（5.5%）であり、「父親」は17人（1.3%）であった。

4. 自由記述の概要

回答者のうち自由記述に書き込んでいたのは651人であり、本稿で取り上げるのはすべて母親によるものである。記述には、「保育所に入れてよかった」という保育所への感謝の意見も少数あるが、入所できた人でも保育所への入所が決まるまでのストレスや不安感を述べている。さらにこの他に、家庭での育児や家事の分担、子育てに理解のない社会への怒りや、子育ての経済的負担についても書かれている。本調査の調査票は自由記述欄を含めると15ページに及ぶものであり、さらに自由記述を書き込むのには、それだけ強く訴えたいことがあったのだと推察される。

本稿で取り上げるのは、その中から、1. 保育所の入所を巡る状況、2. 夫婦の家事・育児の状況の2つである。

第一に、保育所の入所めぐる状況に関しては、保育所入所できなかった人、退職せざるを得なかった母親の憤りのみならず、入所できた母親においても、入所申請をめぐって様々なストレスや負担を有していた。例えば、入所申請の手続きの煩雑さや入所できるかどうかかわからないストレス、入所申請に当たって育児休業の終了を早めたり短時間勤務を諦めたり、本意な選択をせざるを得ないことへの不満、非正規や自営業・求職者が不利になる入所審査ルールへの不満など

が指摘されていた。

第二に、母親と父親の家事と育児の分担を巡っての記述は、父親の意識や行動への厳しい批判やあきらめとともに、父親の育児や家事への参加があれば、もっと女性や母親が余裕を持って子育てや仕事もできるという意見も書かれていた。さらに父親個人を責めるだけでなく、父親の職場の改革が必要なことや、社会全体の意識改革、男性への父親役割への自覚を持たせる社会的な働きかけの必要性なども記入されていた。

なお、自由記述は幅広く子育てと職場の葛藤や子育ての経済的負担など様々な問題に言及しており、それらの自由記述は前田・安藤（2019）にまとめてある。

5. 保育所入所をめぐる状況

まず保育所入所をめぐる状況についての自由記述を紹介したい。そこからは少子化が進む中で保育所の定員は拡大しているにも関わらず、特定の自治体においては、保育所に入れず待機になる問題は解決できないままであることが確認できた。以下、保育所入所をめぐる自由記述の内容を多くの者が言及している11項目の課題に整理して取り上げたい。

現在は保育所に入れず待機児童になった場合、2017年10月以降は子どもが2歳になるまで育児休業を延長できるようになっている。しかし、①育児休業を延長しても入所できない人がおり、さらに、②入所できないために退職せざるを得なかった者もいた。また4月の年度初めからの入所を目指して申請した場合、1月末か2月になるまで入所の可否の決定通知が来ない。そのため結果的に入所できたとしても、③入所の可否が判明するまでは育児休業中も不安感が強いという。さらに育児休業は本来1年間取得できるが、保育所に最も入所できる可能性が高い4月の年度初めが、事実上の育児休業期間の切り上げ時期となっている。したがって、④育児休業取得期間は保育所に入所できる時期（4月）で終了しなくてはならない。

さらに、入所申請においては保育ニーズが大きい人が優先的に入所できる。自治体ごとに独自のルールでニーズに応じて入所指数というのを当てはめ、その得点の高い者から優先的に入所できる。そこで、⑤入所指数⁽²⁾を上げるために、あえて就労時間を長くしてフルタイム勤務を選ばざるを得ず、育児短縮勤務制度や部分休業制度などを利用できないという声があった。自治体によっては、育児短縮勤務であってもフルタイム勤務と同じ扱いで入所申請を扱うところもあるが、A市の場合は育児短縮勤務を取るとそのまま労働時間が短い申請者となり、入所指数が低くなってしまうためである。

また保育所入所のチャンスが大きい年度初めの4月が事実上の育児休業終了期日となってしまうケースのほかに、⑥入所指数の加点ルールについての不満の記述もあった。また、産休明けから子どもを預ける保育所が多くないことや、年度途中の入所が非常に難しいため、⑦子どもの出生月によって保育所入所の有利・不利があることへの不満の声もあった。

この他にも、入所指数の算定において、⑧フルタイムの雇用者と比べて自営業、非正規雇用者、求職者は不利であるという不満が見られた。さらにA市では0-2歳児の待機児童対策として低年齢児専門の保育所を増やしたため、そこには入れても3歳児になった時に入れる保育所が足りない、という問題も新たに生じている。そのため、⑨家庭的保育や小規模保育など3歳までの認可保育所に入ったことへの不安を持つ人もいた。一方、同じような保育ニーズの世帯が入所選考で並んだ場合、A市では世帯年収の低い世帯が優先される。そのことに対して、⑩高収入世帯の不満もあった。一方、⑪保育所への感謝を記した人もいる。以下では①～⑪について、順番に見ていく。またページ数の関係上、項目ごとに1～2人の記述しか紹介できない。より多くの自由記述は前田・安藤（2019）を参照されたい。

① 育児休業を延長しても入所できなかった

A市では、調査対象となった2017年4月において、入所申請者の約3割が入所できなかった。保育所に入れるかどうかは、その後の母親の職業人生を左右する。入所できなかった者の中には育児休業明けや既にフルタイムで働きだしている者もいた。そのような母親から、入所申請しながらも入所できなかったことへの不満や怒りが多く見られた。

例えば自由記述1には一人の記述しか取り上げていないが、4月には入所できず待機になり、育児休業延長したものの延長期間中の年度途中では入れず、退職することになった人たちは何人かいた。この人たちは10月までに保育所に入所できないまま、1年半までの延長期間が終了した⁽³⁾ようで、仕事を辞めざるを得なかったことへの失望について書かれていた。

自由記述の抜粋1：育児休業を延長しても入所できなかった

● 1年6カ月の育児休業も終わり、会社は職場復帰を待ってはくれず、退職をせざるを得ませんでした。保育所に入れなかったら、仕事を辞めるしかない現実が悲しいです。今、上の子が3才で来年幼稚園、下の子は1才の状況で、幼稚園に行くとき送り迎えもあるので、なかなか仕事に就くという事とは遠ざかってしまうのが、自分のキャリアとして、残念であると同時に、将来の教育資金等について、

不安にもなります。親（女性）が仕事に就きやすい環境をもっと整えていただきたいです。

② 入所できず、退職せざるを得なかった

子どもが入所できないと仕事を続けることも難しい。A市は待機児童が多いため、市内の認可外保育所でも評判の良い施設は空きがなく、認可外保育所でも入れない現状がある。そのような中で保育所に子どもが入れなかった場合、母親が退職するケースが多いと考えられる。自由記述2は、2人の子どもが入所できず、母親が仕事をやめた事例である。

自由記述の抜粋2：入所できずに退職せざるを得なかった

● “保育所の入所について→11月生まれだからか、1年後の10月入所で申し込みをしても入れず、4月（1才4カ月）入所でも1才児になっているからか、やはり入所できませんでした。3才の上の子も保育所入所を希望したのですが、やはり入所できず。保育所に入れなかったら、仕事を辞めるしかない現実が悲しいです。近所では保育所に入れる人もいるのに、なぜうちは入れないんだろう……”という疑問をここ数年抱いています。

③ 入所の可否が判明するまで不安感が強かった

通常、新年度における保育所入所を目指して、前年度の秋に入所申請を行う。しかし、入所できるかどうかは1月末から2月ごろに自治体からの通知が来るまではわからない。結果的に保育所に入所できた人においても、結果が来るまで職場に対して復帰時期の確約もできない。入所審査結果を待つ間の心理的な負担感が強く、育児休業中も継続的にストレスを感じていたとの記述が見られた。

自由記述の抜粋3：入所の可否が判明するまで不安感が強かった

● “保育園入園までの不安感はどうにかして欲しいと思った。役所の人は事務的にというのが頭では理解できているが、やはり精神的に大きく影響（入園できるか否かによって働けるかどうかが決まる）するので、その問題をどうにかして欲しい。

④ 育児休業取得期間は保育所に入所できる時期で決まる

近年、育児休業制度やその給付金は充実してきており、両親が取得すると1歳2か月まで取得可能であり（パパ・ママ育休プラス）、子どもが保育所に入所できなければ2年まで延長できる。一方で必ずしも、親の希望通りに育児休業期間

が取れているわけではない。とりわけ待機児童のいる地域では年度途中での入所が難しいため、4月の年度初めに入所することが入所確率を上げることになる。しかも1歳児より0歳児の方が入りやすい。そのため、実際には希望通りの育児休業期間ではなく、0歳児の間の年度初めの4月を育児休業の終了時期とする人が多い。そのような入所申請のための育児休業切り上げへの不満の声があった。育児休業給付金は手厚い⁽⁴⁾。一方、保育所に4月入所するために無理をして早期復帰し短時間勤務などをしていすると、そこから社会保険料や所得税が引かれるため、手取りの収入は大きく減る。中には育児休業給付金よりも手取り収入が低くなる場合もあり、育児休業をより長く継続して取得できている人への不公平感を持つ回答者もいた。

自由記述の抜粋4：育児休業取得期間は保育所に入所できる時期で決まる

●保育所入所について、1歳児や年度途中での入所は非常に厳しいと聞いたので、妊娠中に入所申請をして、生後数ヶ月で4月入所することになった。保育所に入れたのは嬉しいが、頑張って早く復帰したのに、育休をしっかりとっている人の方が金銭的にも優遇されていることに、頑張って働いていても虚しさを感じる。

⑤ 入所申請のためにフルタイム勤務を選ばざるを得なかった

保育所の入所選考にあたっては、保育ニーズを判定し、それに応じて入所指数が計算され、指数の高い人から入所することになる。その詳細な計算方法は自治体によって異なるが、A市を含むほとんどの自治体では、両親の週の労働日数が多く、一日当たりの労働時間が長いほど入所指数が高くなるように設定されている。その上で、育児休業明けか、既に認可外保育所に預けて就労中か、兄弟入所であるか、介護が必要な家族がいるかなど、家族状況やその他のニーズに応じて入所指数が加算されていく。

したがって、保育所入所のチャンスを上げるためには、まず労働日数と労働時間を長くすることが必要になる。A市の入所判定ルールでは短縮勤務制度や部分休業制度などを利用すると週当たりの就労日数が減り、一日当たりの就労時間も減って入所指数が下がり、入所できるチャンスが下がってしまう。そこで入所申請のために、やむをえずにフルタイム勤務を選択せざるを得なかったという記述が見られた。

自由記述の抜粋5：入所申請のためにフルタイム勤務を選ばざるを得なかった

●家事と仕事の両立をするために時短をとりたいが、そうすると、点数が低くなってしまいうので8時間/日以上働かざるをえない。フルタイム正社員で働くのも時

短正社員で働くのも保育の必要性としては変わらないので、そこで点数の差をつけるのは厳しい気がします。

⑥ 入所指数の加点ルールに対する不満や工夫

どの保育所にも満遍なく入所申請者がいるわけではない。駅に近い、夜まで遅く預かってくれるなどの保育所には入所希望者が多く集まる。A市の場合も、申請者が集中する保育所には、夫婦ともにフルタイム労働であり入所指数に差がつきにくい世帯が競合することになる。その中で入所するためには、加点の要件を満たして、他の人よりも高い入所指数を獲得することが必要となる。

またA市においては、すでに兄弟の長子が保育所に入っていると、下の子が同じ保育所に申請する場合は大きな加点がつく。0歳児や1歳の枠はまずはこの兄弟申請の児童が優先的にとるため、第1子を入れる世帯にとっては、非常に高い競争率となってしまう。育児休業明けの復職による入所申請の加点よりも、認可保育所に入所できずに保留状態となる期間が半年以上で、かつ認可外保育施設などに児童を預けて就労している世帯の加点のほうがわずかに高くなる。

このような事情を理解している世帯は、どのようにして希望する保育所への入所確率を高めているのだろうか。自由記述だけではどのような行動をとっているのかが詳しくは分からなかった。そこで、これについては別途2018年の夏にA市内在住で、保育所に子どもを預けている母親などへのグループインタビューを実施し、保育所への入所確率を上げるためにどういうことをしているかを尋ねた。

そうすると例えば新年度の半年前の10月1日の入所を目指して夏には入所申請をして待機児童⁽⁵⁾となり、同時に育児休業を切り上げ、子どもを認可外保育所に預けて10月1日から職場復帰するような人もいた。この人たちはA市の保育所入所の指数表を読み込み、どうすれば高い加点が取れるかを理解し、その加点を得るために無理をして早期職場復帰したのであり、その負担感や辛さも自由記述だけでなく、グループインタビューでも確認された。

⑦ 自由記述の抜粋6：入所指数の加点ルールに対する不満や工夫

●私の子どもは4月に認可保育所へ入ることができましたが、保育所へ入るために、時短をほとんど使わず育休を切り上げて復帰したり、A市内の最寄の認可外が全て満員だったのでB市の認可外まで預けたりととても苦勞しました。

⑧ 子どもの出生月によって入所の有利・不利がある

すべての保育所が産休明けの乳児を預かるわけではない。A市においては、約半分の保育所が生後6か月以降の預かりしかしていない。1年間の育児休業が保

障されているので、0歳児保育は必要ないという考え方もある。しかし、現状では新年度の4月に保育所の定員がほとんど埋まるため、4月の新年度初めに入所するという選択肢しかない。4月時点で生後半年に満たない各年11月以降の出生の子どもは、保育所の選択肢が少なく、保育所入所が不利になる。実際に東京都の23区中17区で、保育所入所に有利な年度前半の4～9月生まれの子どもの割合が上がっているという（日経新聞、2019年8月5日付朝刊）。

自由記述の抜粋7：子どもの出生月によって入所の有利・不利がある

●実際の入所申し込みメ切が11月なので5月生まれの子どもの場合は半年近く保活期間がありますが、10月生まれの子どもは1カ月、..、産後すぐの保活は難しいので、実質産後の保活は難しいと思います。(中略) 保育所入所は4月を逃すと可能性が極端に低くなってしまいますので、その辺りもう少し親子がゆとりを持って保活できるような制度になればいいなと感じています

⑧ 自営業・非正規雇用者・求職者はさらに入所が困難

働き方が多様化している中で、正規雇用者として勤務する者、さらに特に育児休業取得者が有利になる現在の入所制度への不満を持つ者もいた。フルタイム並みに働いていても非正規で育児休業が取得できない人や、妊娠をきっかけに退職することになった人、自営業やフリーランスで働く人などは入所優先度が低くなる。また、申請時に無職で求職中の人や就職内定者も、すでに就職・就労している人より不利である。待機児童のいるA市では、再就職したい人は入所が難しい状況である。つまり、順調にフルタイムの正規雇用者として働き、育児休業を取得できる人は有利だが、一度そのルートから外れると子どもを保育所に入所させることは一層困難になり、働くこともさらに不利になる。そのため、例えば転勤族の夫をもつ妻は不利となり、そのような立場からの憤りの声もあった。

自由記述の抜粋8：自営業・非正規雇用者・求職者はさらに入所が困難

●転勤(夫)からA市に戻って妊娠がわかり、半年間しか働けず、育休もとれず、転勤前も働いていたのにすごく不平等感を感じた。別に仕事をやめたくないけど、やめる以外の選択肢がなかった。(途中略)そして、次に働くところを見つけるのが、保育園が決まらないことには、なかなか決まらない状況で、転勤族の妻は働くなということなのか?そういう人こそ先に保育園に入れるような仕組みがほしい。

⑨ 家庭的・小規模など3歳までの保育所に入ったことへの不満

A市では、0-2歳の待機児童対策のために0-2歳までの保育をする家庭的保育や小規模保育室を一気に増やし、それと並行して通常の認可保育所の0-2歳の定員も拡大した。そのため既存の認可保育所では、3歳から新規入所できる枠が少なくなっている。この自治体では幼稚園の認定こども園への移行があまり進まず、移行した園でも2号定員（保育が必要な3-5歳の枠）をあまり増やさなかったため、3歳児の待機が課題となっている。

すでに小規模保育所に入所している世帯が、子どもが3歳になって卒園しなければならず、次の認可保育所に申請する場合には入所指数上の加点がある。しかし、それでも入所できない世帯が存在する。その際の問題は、すでに復職もしており子どもは3歳であるため、育児休業の延長もできないことである。実際、小規模保育から次の認可保育所に移れない人もでている。

自由記述の抜粋9：家庭的・小規模など3歳までの保育所に入ったことへの不満

●すでにフルタイムで働き、子供を2歳までの認可保育園（著者補足：家庭的・小規模保育のこと）に預けていたが、今年の4月に（著者補足：子供が3歳になったため）どこの認可保育園にも入れなかった。

⑨ 高収入世帯の不満

保育所の入所選考においては、例えばフルタイムの入所指数が同じ得点の希望者が並んだ場合、一般的には多くの自治体では世帯収入が低い世帯が優先して入所することになる（市内に在住期間が長い世帯を優先する自治体もある）。だが、高い所得税や社会保険料を納めてきたのに「なぜ自分の子どもは保育の恩恵を受けられないのか」、という疑問が高収入者の中にあつた。また年功序列賃金の日本では、親の年齢が高いと世帯収入が高くなり、若い親だと低くなると考えられる。一方で、長期間で考えれば一人の子供にかかる教育費や養育費は同じであり、結婚が遅く、出産が遅い世帯では子どもの教育費がかかるころに定年である、という切実な現状も書かれていた。

自由記述の抜粋10：高収入世帯の不満

●利用したい人、全員が保育所を利用できる（時短勤務でも）。年収に関係なく保育料は一律にする。年収が多ければ保育所利用をしたくても順位を下げられ、かつ利用できても保育料が高いのは不公平に思う。年齢が高ければ年収が上がるのは当然であるが、一方、残りの勤務年数は少なく以降の収入では若い人よりも少ない可能性が十分にあるので考慮してほしい。

⑩ 保育所への感謝

保育所に助けられていることへの感謝もあった。在宅で育児していた時には他の子どもとの交流がなく親子ともども孤独な育児だったことに言及している。保育所に子どもが通うことは子どもが子どもたちと触れ合うことができるだけでなく、母親にとっても働くことが叶い、さらに保育士への育児の相談も可能となるため、親子の子育ての強い支えとなると述べられている。

自由記述の抜粋11：保育所への感謝

●本年度から就業のため1歳と4歳の子どもを保育園に預けています。働きだしたのは経済的な理由もありますが、子どもと離れて、自分の時間を持てることや、保育士さんに育児のことを気軽に相談できることで、保育園の存在は子育ての面からも、私にとって心強いものになっております。私の住む地区は子どもも少なく、公園に行っても他に同じ年頃の子どもの親と触れあう機会は僅かでした。

6. 夫婦の家事・育児分担の状況

ここまでは保育所入所や入所申請を巡る課題についての自由記述を見てきた。保育所に入所申請するということは、ほとんどの場合、両親の就労が前提であり、家庭内の家事や育児と仕事を夫婦間でどう分担するかが大きな課題になる。最近では母親に対しては育児休業や短縮勤務などの配慮がなされるようになってきている。しかし、父親側が育児支援の制度を利用することは未だに少ない。

ここで課題となるのは、夫（父親）の価値観だけでなく、夫（父親）の会社や職場の在り方や、さらには男性の働き方全般でもある。本調査の自由回答を見渡すと、夫を個人的に責めるだけでなく、夫の意識改革のために社会的に働きかけてほしいという記述や、さらに夫の職場状況がそれを許さないとといった記述もある。母親たちの記述には、夫が変わるためには企業が変わる必要があり、それには社会の意識が変わらなければならないこと、それなくして本当に子育てしやすい社会にはならないということも書かれている。

本節では、家事育児分担についての記述から7つの課題を抽出して紹介する。まず、①母親による父親の家事・育児分担の不十分さについての憤りを紹介した上で、②夫婦間での話し合いでは解決は難しく、社会から男性や父親への意識改革の働きかけが必要であり、さらに③家事・育児への意欲があっても長時間労働が父親の子育てを阻んでいる、との記述も散見された。また、子育てをしながら働く制度が充実しても、その制度の利用は母親であることが多い。そのため④育児を支える制度の充実が、ますます子育ては母親の仕事という認識を強めている、

という意見もあった。

母親の育児負担感は強く、⑤父親の育児分担が母親の助けになる、と指摘する母親たちも多かった。週に数日でも父親が早く帰ってくれば、子育てにゆとりが生まれる。また、⑥男性の育児参加や育児休業が当たり前となる社会にしてほしいという意見も多く、そのためには男性の育児休暇の義務化が必要とまで書かれていた。一方、育児休業取得者が増える中で、子どもを持たない人や制度を利用できない人の間に不公平感が広がっている状況を理解している母親もいる。子育てをする人だけでなく、すべての人が使えるような休業制度とするなど、⑦子育て中の人だけでなく、すべての人が働きやすい社会に変わるべき、という提案もされていた。

① 父親の家事・育児参加の不十分さについての不満

父親の家事・育児分担は母親にとってどの程度重要だろうか。第1子が生まれた夫婦のその後の10年間を継続調査した厚生労働省の『21世紀出生児縦断調査特別報告書』を見ると、夫が家事・育児分担をしている世帯ほど、第2子の出生確率や母親の就業継続率が高くなっている（厚生労働省 2013）。周りに子育てを支える多様な人間関係のない中で「孤育て」やワンオペ育児という言葉が生まれるほど、母親一人に子育ての負担がかかっている。その中で父親の家事・育児の分担は重要な役割を果たし得ると考えられる。

それでは母親たちは、夫の子育てや家事分担をどのように評価しているだろうか。本調査の自由記述においては、助かっているという声も少数あるが、父親に対して厳しい意見や子育てと仕事を両立する母親の辛さが多く綴られていた。「父親が家事・育児をサポートする」という考え方や意識はおかしい、家事も育児も父親が責任をもって果たすべき役割である、という批判が多く見られた。また労働力不足の中で、近年、女性が働くことが奨励されつつも、育児・家事・介護の負担がすべて女性にかかる社会構造が変わらないことへの反発もある。

自由記述の抜粋12：父親の家事・育児参加の不十分さについての不満

●昔と比べると、育児に協力的な男性が多いのかもしれないが、あくまで“昔と比べて”であって女性が期待するレベルに達していない人が多いように思う。“手伝う”のではなく、自分の仕事としてもっと意識してくれるようになってほしい。

② 社会から男性や父親への意識改革の働きかけが必要

家庭内の家事・育児の分担であれば、それぞれの家庭の中で夫婦で話し合った

うえで分担すればよいとも考えられる。だが自由記述13に見られるように、実際に母親が父親と育児や家事の分担を巡って交渉するのは難しく、社会からの働きかけを望む声は多い。子育てだけでも大変であるのに、それに加えて夫婦間で事を荒立てたくない、話し合うだけで疲れるということや、夫婦間の力関係の影響もあると考えられる。「夫にあれこれというのはあきらめた」、「話し合うこと自体が面倒くさい」という意見もあった。

そのため、第三者から育児の大変さや母親の気持ち、妊娠中から産後の母親の精神状態を父親に教えてほしいという声があった。父親が育児についての父親の役割の重要性についての理解を深めるため、父親向けの育児講座や、家庭訪問などで父親に働きかけをする、といった提案まで書かれていた。社会全体での働きかけがないと「育児は母親の仕事」と考える夫が変わるのは難しいと記述している母親が何人もいた。また夫婦の話し合いを誘導するために「保育園の決定通知書に『夫婦の家事育児分担表』を同封する」といった提案まであった。どうすれば夫や父親が家事や育児を自分の役割としてとらえてくれるのか、と母親たちは悩んでいる。このような母親たちの悩みを父親が理解してくれないことへの苛立ちを綴る記述も見られた。

自由記述の抜粋13：社会から男性や父親への意識改革の働きかけが必要

●男性の育児参加についての啓蒙活動をして欲しい。

●“365日24時間子供と一緒にいる私（母親）は幸せだとばかり言って家事、育児の大変さをわかってくれない父親。誰か第三者の方から育児の大変さ・協力の大切さなど直接言ってくれたらなーと思う。

③ 長時間労働が父親の子育てを阻んでいる

母親たちは父親個人だけを責めているわけではない。長時間労働、休みの取りにくさ、仕事先の理解の欠如など父親の労働環境が父親から育児をする時間を奪い、母親のワンオペ育児に繋がっていると、男性を巡る職場や企業の在り方に疑問を呈している。そしてこのような労働環境ゆえに、子育ての負担が母親一人に強くかかり、母親が次の子どもを産む壁になっていることも指摘されていた。

自由記述の抜粋14：長時間労働が父親の子育てを阻んでいる

●夫が多忙で家事育児への参加ができない。孤独に2人の育児をすることが辛いし負担。企業全体が育児に対する理解が欲しい。3人目も欲しいが育児負担を考えると無理である。

④ 育児を支える制度が母親にしか利用されていない

育児と仕事の両立を支える制度が充実しだしているが、それは父親ではなく母親のための制度となりがちである。そのことが結局、「子育ては母親の仕事」という意識をさらに職場で強めることになる、という意見も記されていた。つまり性別分業を強化しているというわけだ。また夫婦共働きであっても、父親が育児支援の制度を利用しないために、母親を雇用する側の会社にばかり負担がかかることへの疑問もあった。子育てしやすい社会とは、本来は父親と母親が一緒に育児しながら働ける社会であるとの記述もあった。

自由記述の抜粋15：育児を支える制度が母親にしか利用されていない

●子育ての制度が整うほど、子育てと家事の負担が女性によりふりかかってくるように感じることもある。“早く帰宅できるから、家事ができて当然”など……。

⑤ 父親の育児が母親の助けとなる

父親が育児を担うことは本当に必要なのだろうか。母親による育児短縮勤務や部分休業を取得可能にして、育児休業期間を長くすればよいという考え方もある。だが、父親が育児に関わるようになれば、母親にゆとりができ、より子育てを楽しめるとの記述も多かった。夫婦で一緒に子育てや家事を助け合えるようにすることが、母親にゆとりをもたらし子育てが楽になり、子どもにも優しくなれるという記述もあった。実際に夫が育児休業を取得した母親は、それが大きな助けになった経験から、男性の働き方改革が必要だという。

自由記述の抜粋16：父親の家事・育児分担が母親の助けとなる

●いつも夜は父不在ですが、週に1日-2日早く帰ってきてくれるだけで母子共にもっとハッピーになれるのになあと思います。

●子の父が残業などや休日がきちんととれることで子育てはずいぶん楽になっていくと思います。早く子育てが本当の意味で父母分担される時が来ることを願っております。

⑤ 男性の育児参加や育児休業が当たり前となる社会に

これまでの記述からも明らかなように、父親の働き方を変え、育児にかかわるようになるには、父親個人の努力や夫婦間の話し合いだけでは無理だと、多くの母親たちは理解している。男性の育児休業取得率は少しずつ上昇しているといっても、2017年で5.16%、2018年に6.16%であり、取得率が8割を超える女性とは

大きな差がある（厚生労働省 2019）⁽⁶⁾。社会の価値観を変えるためには大きな仕掛けが必要であり、「男性の育児休業を義務化すべきだ」との提案も複数あった。

自由記述の抜粋17：男性の育児参加や育児休業が当たり前となる社会に

●男性ももっと休みをとれて家事育児に参加できるように、社会の体制を変えていってほしいと思う。

⑪ 子育て中の人だけでなく、すべての人が働きやすい社会を

最近問題になっているのは、育児休業や育児短縮勤務を取得する女性社員が増えている中で、職場に残った人たちに大きな負担がかかることだ。未婚者や子どもを持たない人もいる中で、子育て中の社員は迷惑だという職場の不満の声も聞かれる。また非正規で働く女性が増えている中で、育児休業や短時間勤務などの制度が利用できる恵まれた環境で働く正規雇用者の社員と、制度が利用できない非正規社員との格差も広がっている。母親たちは、子育てをしてない人も幸せに働ける環境が整備されなければ、子育て中の社員への肩身の狭い思いは終わらず、本当に子育てしやすい社会にならないという。

自由記述の抜粋18：子育て中の人だけでなく、すべての人が働きやすい社会を

●育児のためと限定せずにフレックスタイムの導入や有給休暇の取得促進がされれば、母親も仕事と子育ての両立ができて父親も家事や育児の分担を増やせると思います。育児のためだけに制度をつくっても母親しか利用できなかったり、利用できるも職場から迷惑に思われるのが現実なので、誰でも利用できて育児をする人にも有効な制度が理想です。

7. おわりに

本稿では、2017年10月に実施した保育所入所申請世帯への全数アンケート調査の自由記述を紹介した。自由記述内容は多岐にわたっているが、(1) 保育所入所をめぐる状況、(2) 夫婦の家事・育児分担を巡る課題の整理を試みた。何人からも同じような指摘や記述が繰り返し提起されている課題を抽出し、それぞれについての背景について考察した。

まず、保育所入所に関しては入所できたか、できなかったにかかわらず、強いストレスと負荷が親にかかっていること。さらに育児休業取得や母親の就業継続に深刻な影響をもたらしていること等が分かった。子どもの出生月に関わらず親

の希望期間育児休業を取得できる、もしくは一度退職しても求職活動も含め希望時期に保育所に入所できるようになれば、それらのストレスは軽減されるだろう。だがその実現には常にいつであっても、保育所のどの年齢の子どものクラスにも空きがある状況を維持する必要がある。それは単に4月の年度初めの時点で待機児童ゼロでは達成できない状況であり、入所を巡る親の心配やストレスの解消はまだ難しいと思われる。さらに、保育所が孤立した育児から母親を救うものになっていることも分かった。

また、父親の育児や家事への参加を巡っての母親たちの強い怒りや不満がうかがえた。だが、母親たちは父親個人だけでなく、男性の働き方や会社や社会の仕組みや価値観が、父親の育児参加を阻んでいることも良く理解している。父親が週に数日でも早く帰ってきて子どもと過ごす時間があれば「母子共にもっとハッピーになれる」というのは、ささやかな母親たちからの願いである。

回答者の多くは仕事と子育ての両立で忙しい日々を送っている母親であるにもかかわらず、自由記述への書き込みは多かった。母親たちが様々な悩みに直面しながらも、それを誰かに相談できず解決の糸口も見つからないまま、自分たちの中にとため込んでいる不安や不満を吐露していると考えられる。

一方、2019年10月からは保育の無償化も予定されている。保育所状況の大きな変化も予想され、親たちの悩みや申請行動が今後どう変化するか調査・研究も今後の課題としたい。

<謝辞>当研究は科学研究費助成事業（16K21743 および 17K03792）の助成を受けている。また2018年のグループインタビューは公益財団法人木下記念財団の補助を受けて実施した。本調査の実施を支援して頂いた山口慎太郎氏（東京大学）やA市担当職員の方々に感謝申し上げたい。また、本稿で取り上げた自由記述の整理・分析には安藤道人氏（立教大学）の多大な貢献がある。

注

- (1) 本稿は前田・安藤（2019）「保育園・家事育児分担・ワークライフバランスをめぐる母親の苦悩：保育所入所申請世帯調査の自由記述から」立教大学経済学部ディスカッションペーパー J-4の一部を加筆改定したものである。
- (2) 入所指数とは世帯の保育のニーズを点数化したもので、ニーズが大きいほど指数が大きくなる。そして指数の大きな者から子どもに入所が割り当てられる。一般的に週当たりの労働日数が多く、一日当たりの労働時間が長いほどニーズが大きいとみなされ、入所指数が大きな数値となる。
- (3) 2017年10月1日より、保育所に入れず待機になった際の育児休業延長期間は1年半

から2年まで延長できるようになった。だが、いずれにしても最も入所確率の高い年度初めに入所できなければ、年度途中に入所することはかなり難しい。また多くの保育所で1歳児と2歳児の定員は殆ど変わらないため（国基準では一人の保育士が受け持つ子どもの人数が1-2歳児で同人数であるため）、実際には2歳児の枠は持ち上がりの一歳児で埋まり、年度初めでも新規の2歳児での入所は難しい。

- (4) 育児休業給付金は両親それぞれにつき、最初の半年は休業前給与の67%支給であり、本人負担の社会保険料なども免除になり、かつ非課税である。一方、0歳児保育には多額の公費がかかるだけでなく、多数の保育士が必要である。親が希望すれば、本来取得したい一年間の育児休業を取得してもらう方が社会的にも効率が良い。
- (5) A市では年度途中では0歳児保育への入所は殆ど不可能である。そこであえて0歳児で待機児童になり入所指数の加点を得ると、年度初めの4月から1歳児で入所する確率が上がる。待機期間が6か月ないと加点がつかないため、10月1日には待機となり復職する必要がある。これはあくまでもA市での基準であり、自治体によって加点を得られる条件は違う。
- (6) なお厚生労働省（2019）によると、2017年と2018年の男性の育児休業取得率を産業別でみると2017年に最も取得率が高かった「金融業・保険業」の15.76%が18.69%になっている。2018年に最も男性の取得率が高いのは「宿泊・飲食サービス業」で2017年に7.25%だったのが19.92%となった。だがこの産業では女性の取得率は61.1%と全産業平均より低い。

参考文献

- 厚生労働省（2013）『21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査特別報告特別報告書（10年分のデータより）』 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/judan/tokubetsu13/dl/08.pdf>,
- （2019）『雇用均等基本調査（速報）』 <https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000515057.pdf>
- （2019）『保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日）-（参考）申込者の状況』 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137_00009.html
- 日本経済新聞（2019年8月5日付朝刊）「春・夏生まれ増加 待機児童が影響？」
- 前田正子（2017）『保育園問題』中央公論新社
- 前田正子・安藤道人（2019）「保育園・家事育児分担・ワークライフバランスをめぐる母親の苦悩：保育所入所申請世帯調査の自由記述から」立教大学経済学部ディスカッションペーパー https://economics.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/pudcar00000002cc-att/DP_J-4.pdf

（まえだ まさこ／社会保障・少子化・地方行政学）